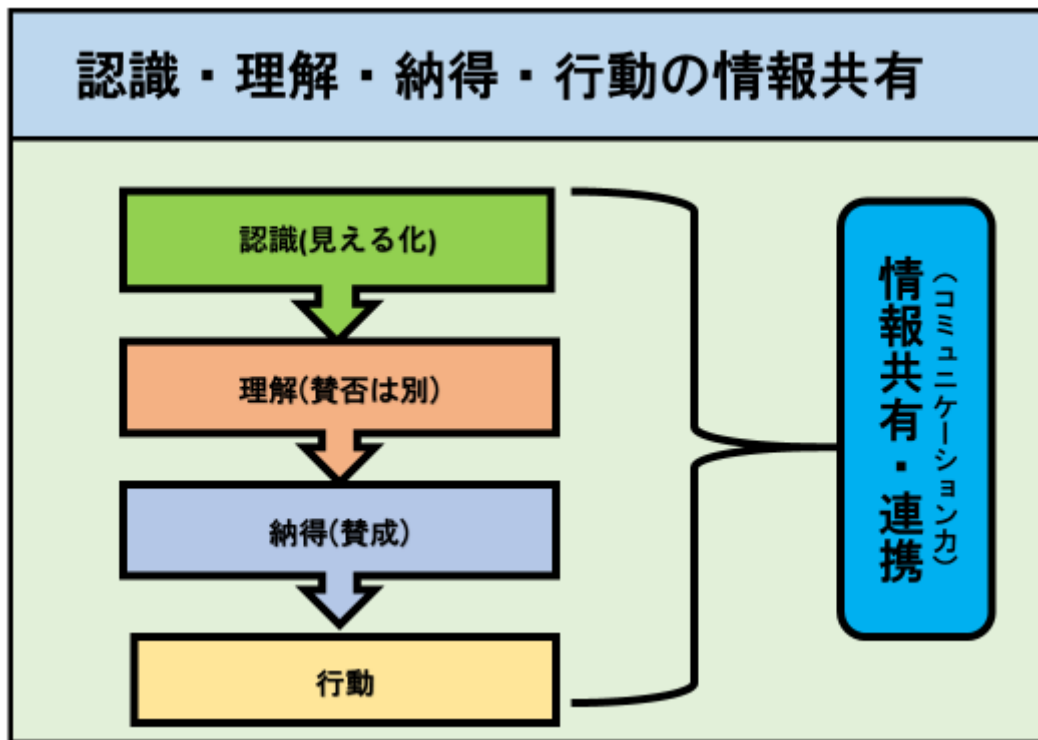


## 地方自治体の説明責任の本質・・名宛人は誰か



地方自治体の「説明責任」のさらなる充実が求められている。説明責任とは、地方自治体に裁量権がある事項について、なぜ判断したのか結論だけでなく、その根拠とプロセスを明確にすることを意味する。すなわち、第一義的には、意思決定の「見える化」である。意思決定の「見える化」を検討する際に重要な点は二点ある。①「見える化」の名宛人は誰か、②「見える化」の意味は何かである。

①名宛人については、当然に主権者たる住民である。議会に対する説明責任は、重要ではあるが副次的な位置づけである。なぜならば、議会は住民の代表機関ではあるものの半代表機関であり、住民からすべてを託されたわけではないからである。本来、議会は予算や地域課題に対する政治的な一定の専門家として機能することも期待されている。したがって、地方自治体の説明責任は最終的に住民を名宛人とすべきであり、それに適した内容と量であることが求められる。議会に対する説明や審議のための説明資料と同質のものを住民に対して説明責任の名のもとに提示しても、住民が認識できる資料でなければならない。例えば、行政評価において全事業を対象として、詳細な報告書を住民説明の名の下で作成しても、住民自体はほとんど地域の政策について認識していない。

この点に関して②「見える化」の意味が重要となる。「見える化」とは、課題等の存在を認識することである。理解等を求める前に、まず如何なる事項が説明責任の対象として存在しているかを、明確にすることである。認識の上で、自ら確認すべき事項について、理解の段階に進むことになる。理解とは、事項への賛否は別として内容を共有することである。理解=賛成というイメージで受け止める場合が多い。しかし、理解とは賛否を判断するに際して必要となる情報を共有する前提である。情報の共有なくして、賛否を判断し議論することは困難である。そして、認識の上で情報共有するには、認識段階の情報よりもさらに詳細な情報提供が必要となる。当初から、理解に必要な詳細な情報を直接的に住民に提供することは、情報量を拡大させ受け手の住民に当初から消化困難な情報を提供することとなる。この点は、むしろ住民の地方自治体への関心を低下させる要因ともなる。まず、課題を認識してもらう段階を設けたうえで、必要に応じた理解のための詳細情報を提供することになる。とくに、地方自治体へのチェック機能は議会のみではない。住民監査請求、住民訴訟、リコール要求、住民投票等様々な態様でのチェック機能が広がっており、住民の視点に立った説明責任の充実が求められる。